

納 税 準 備 預 金

2023年1月4日現在

1.商品名	・納税準備預金
2.販売対象	・法人、個人
3.期間	・期間の定めはありません。
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・1年を365日とする日割計算とします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。
7. 税金	・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人は20%税金(国税15%、地方税5%)がかかり、法人は総合課税となります。(ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません。) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※税制改正により、法人のお客様が2016年1月1日以降お受け取りをされる預金利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	_____
10. 中途解約時の取り扱い	_____
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時～16時30分 電話:0120-500-430)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、または東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)②当該地域の弁護士会に紛争を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せ下さい。
13. その他参考となる事項	・租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は店頭に表示された毎日の普通預金利率によって計算します。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ・この預金及び通帳は、他行(庫・組合)等からの借入の担保とすることはできません。 ・預金保険制度の決済用預金以外の保護対象預金として、他の保護対象預金と合算して、元本1,000万円までとその利息・給付補てん金が保護されます。